

経済金融活性化特別地区における不動産取得税課税免除

[規定: 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第7条]

法律で定める経済金融活性化特別地区において、特定経済金融活性化産業の用に供する一の設備であって、これを構成する対象設備を新設し、または増設した者について、課税免除の対象になります。

(指定地区: 名護地区)

1. 対象事業

①金融関連産業、②情報通信産業、③観光関連産業、④農業・水産養殖業、⑤製造業等

(詳細な業種についてはお問い合わせください)

※経済金融活性化計画

2. 対象施設の要件

① 当該地区の指定の日から令和4年3月31日までの間に新設し、又は増設したものであること。

② 対象事業の用に供する一の設備で、これを構成する減価償却資産(※)の取得価格の合計額が1,000万円を超えるものであること。

※減価償却資産：所得税法施行令第6条1号から7号、法人税法施行令第13条第1号から7号

3. 課税免除の適用範囲

家屋：対象事業の用に直接供する部分

土地：適用家屋の垂直投影部分

(取得後1年以内に対象家屋の建設の着手があるものに限る)

※ 課税免除を受けるためには申請が必要です。以下の書類を用意して各県税事務所等まで申請してください。

< 必要書類 >

- (1) 不動産取得税課税免除申請書 (土地、建物それぞれ提出して下さい) ※
- (2) 図面(縮尺の合うもの) → 各階の平面図及び立面図(土地の場合は、配置図も提出)
- (3) 家屋又は土地の登記簿謄本
- (4) 会社の商業登記簿謄本及び定款
- (5) 家屋の建築請負契約書
- (6) 土地の売買契約書
- (7) 減価償却資産であることを明らかにする書類 → 減価償却明細書

※(1)については沖縄県税務課ホームページよりダウンロードができるほか、各県税事務所等にも備えております。

沖縄県 不動産取得税 様式 クリック

< 申請期限 >

(法人)課税免除対象施設を事業の用に供した日を含む事業年度分に係る法人事業税の申告納付の期間

(個人)課税免除対象施設を事業の用に供した日を含む年分に係る個人事業税の申告期限(3月15日)まで

※事業の用に供した日が令和2年12月27日以前の場合は「事業の用に供した日」は「取得した日」となります。